

[レイサム アンド ワトキンス](#)

2022年10月27日 | 第3027号

[ホワイトカラー犯罪弁護& 内部調査プラクティスグループ](#)

[Read this Client Alert in English](#)

米国司法省モナコ副長官、企業犯罪に対する方針の改定を表明

米国司法省は、今回の方針改定により、個人の責任および企業犯罪の常習性に引き続き重点を置く一方、自発的な自己申告に対するインセンティブの追加提供、コンプライアンスモニターの起用に関する透明性の向上、および企業のコンプライアンス機能強化のための追加措置の実現を目指しています。

2022年9月15日、米国司法省副長官リサ・モナコ氏は、ニューヨーク大学ロースクールでの講演¹ およびそれに付随し同日発表されたメモ（モナコ・メモ）² において、企業犯罪の取締りに関する米国司法省（DOJ）の方針改定を以下のとおり発表しました。

- DOJは、引き続き個人の責任追及を最優先事項とし、検察官に対し、企業との司法解決に合意する前、または同じタイミングで、個人に対する調査を完了させ、適切な刑事責任の追及を促す方針である。
- DOJは、企業との司法解決を図る際その企業の過去の違法行為を判断材料にするが、中でも特に、米国内の刑事案件に関する司法解決、また同一人物が関与した過去の違法行為に重点を置く。DOJは、同一の企業と連続して訴追免除合意（Non-Prosecution Agreements、以下「NPA」）または起訴猶予合意（Deferred Prosecution Agreement、以下「DPA」）を結ぶことには消極的である。
- DOJは、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）および独占禁止法の執行に関してすでに導入されているように、企業が不正行為を自発的に開示することを奨励するための、新たな方針を導入する予定である。DOJは、違法行為について企業がそれを自発的に開示し、調査に協力し、またそれを適切に是正した場合には、企業に対して有罪答弁（guilty plea）を求めない方針である。
- DOJは、検察官向けに新たなガイダンスを発出し、コンプライアンスモニターの必要性の判断基準、選任方法、また選任された者が「任務を予算内でしっかりと果たしているか」を監督する方法を示す方針である。

- DOJは、引き続き企業のコンプライアンス文化を重視しており、今後は、例えば役員報酬のクローバック制度（翻訳注：違法行為に関与したり、責任のある役員の報酬について、いったん支払い済みでもあっても企業に返還させる取り決め）など、コンプライアンスを促進する行為を奨励する報酬制度についても、新たに重点を置いていく方針である。また、DOJは、従業員が個人で所有するデバイスや個人で行うエフェメラル通信（翻訳注：一定時間の経過後メッセージが自動消去される通信方法）を、企業がどのように管理しているかについても、焦点を当てていく方針である。

DOJは、これらの新たな取り組みを実行するための資金として、2023年米国連邦議会に対して2億5,000万ドルの資金提供を要請する方針である。本クライアントアラートでは、DOJが企業犯罪の取締りに対して新たに打ち出した方針について、その解説および評価を行っていきます。

背景

2022年9月15日、モナコ司法副長官は、ニューヨーク大学ロースクール主催の「Program on Corporate Compliance and Enforcement」において、講演を行いました。また、同日モナコ・メモも発表されました。モナコ氏は、その講演およびモナコ・メモにおいて、2021年10月28日の自身の講演でも予告したとおり、企業犯罪の取締り方針に関して、いくつかのアップデートおよび改定の概要を述べました。

概して、これらの声明は、DOJが2015年に発表した「イエーツ・メモ」として知られる「企業の不正行為に対する個人の責任に関する覚書」に一部回帰したものであると言えます。³ イエーツ・メモでは、個人の訴追に更に重点を置き、また違法行為の自発的開示に対してはより厳しい姿勢をとる方針が示されました。トランプ政権下においてDOJは、弁護士間で慎重に検討した結果、イエーツ・メモの示す自発的開示に関する「ゼロか100か」の厳しいアプローチを改め、検察官に一定の裁量権を与える方針に戻し、その一方で、引き続き個人の責任に重点を置く方針を表明しました。⁴ 2021年10月および2022年9月のモナコ氏による声明、そしてモナコ・メモでは、イエーツ・メモの主だった方針のうちのいくつかが再検討されています。

以前のガイダンス

2021年10月28日、モナコ司法副長官は、米国法曹協会が毎年主催するホワイトカラー犯罪に関するカンファレンスにおいて講演を行い、DOJの企業犯罪との対峙を「活性化させる」ための新たな方針をいくつか発表しました。⁵ その新たな方針には以下のものが含まれます。

1. DOJは、企業との適切な司法解決を評価するにあたり、類似の違法行為のみならず、当該企業の過去の刑事、民事および行政法上の記録のすべてを検討する。
2. DOJは、調査協力に基づく責任減免を企業側が得るためには、違法行為に実質的に関与した主要人物だけでなく、違法行為に関与したすべての個人を特定することを企業に要求する。
3. 企業がDPAまたはNPAの条項に違反した場合、その企業には「深刻な結果」が科される。

4. 司法解決の中で、独立したコンプライアンスモニターの起用について定型の判断基準は設けず、個々の事案に基づいてその起用を企業側に課すか否かを決定する。
5. 企業は自社の違法行為を適切に監視し是正するために、コンプライアンス・プログラムを積極的に見直さなければならぬ。

2021年10月のモノコ氏による講演後、DOJは、企業犯罪諮問グループ（Corporate Crime Advisory Group、以下「CCAG」）と協議しながら、DOJの企業取締りに関する取組みを一年間にわたって見直す計画を開始しました。CCAGは、取締り方針の改定をDOJに提案するという任務を受けた専門家による団体で、公益団体、消費者保護団体、企業倫理およびコンプライアンスの専門家、学者、監査委員会メンバー、社内弁護士、独立したコンプライアンスモニターを務めたことのある人物、企業・被告側弁護を専門とする弁護士などで構成されています。⁶

改定されたガイダンス

最近の講演において、モノコ司法副長官は、CCAGの一年間にわたる見直しから得られた所見について述べ、DOJの企業犯罪に対する方針について改定されたガイダンスを発表しました。モノコ氏は、個人の責任およびコーポレートカルチャー（企業文化）に引き続き焦点を当てていくと同時に、自発的開示を奨励するために追加措置を講じるというDOJの方針を明らかにしました。またモノコ氏は、司法解決を検討する際のコンプライアンスモニターの起用方針および企業の過去の違法行為の評価について、これらを更に厳密化する方針を明らかにしました。この講演に付随して出されたモノコ・メモには、これら改定された方針のより詳細な内容が記されています。その概要は以下のとおりとなります。

新方針の概要および分析

個人の責任への継続的な焦点

モノコ司法副長官による講演およびモノコ・メモでは、DOJの最優先事項は引き続き個人の責任の追及であり、その役割、身分または序列にかかわらず、法律に違反した個人に対して責任が課される方針が強調されています。⁷ モノコ氏は、2021年10月の自身の声明を振り返り、改めて「企業が調査協力に基づく責任減免を享受するためには、「企業は個人の違法行為に関する秘匿特権対象外のすべての関連情報をDOJに開示しなければならない」と言明しました。

個人の違法行為に関する証拠の可及的速やかな開示

モノコ司法副長官は、上記ガイダンスに関連して、「検察官が個人の違法行為に関する秘匿特権対象外のすべての関連情報を、迅速に遅滞なく入手することは必要不可欠である」と述べ、個人の訴追に関する情報の**可及的速やかな**（*timely*）開示の重要性を強調しました。調査の遅れは「時効」や「裏付けとなる証拠の消失」につながる可能性があるとして、モノコ氏は、企業内の個人に対する調査を迅速化するためのガイダンスを実施することを表明、DOJは「より多くのことをより速く行う」必要があることを強調しました。

これを促進するために、DOJは、情報や文書など、特に個人の責任を示すような証拠の「過度のまたは意図的な遅延」といった提出行為に対し、調査協力に基づく責任の減免率を引き下げたり、または一切の減免措置を認めないということが

考えられます。調査に協力している企業が重要な文書や証拠を見つけた場合、「最初にとるべき行動は検察官に知らせること」でなければなりません。その一方で、モノコ氏の発言では、企業が迅速かつ適切に重要な文書または証拠を提出したか否かの個々の判断は、少なくとも部分的には、引き続きそれぞれの検察官の判断に委ねられることが示唆されています。

個人に対する調査の優先順位付け

更にモノコ司法副長官は、調査の順序付けに関して、その優先順位を変更することを表明しました。今後検察官は、企業との司法解決に合意する前または同じタイミングで、個人に対する調査を完了させ、場合によってはその刑事責任を追究することが求められます。DOJの新たな方針では、企業と司法解決に至った後も個人に対する調査が続く場合、検察官は、調査を迅速に終結させるための計画を明記した覚書を提出する必要があります。モノコ・メモにも記されているとおり、検察官は、この覚書にて「有罪の可能性のある個人全員に関する検討内容、その個人の行為に関する調査の現状と今後実施すべき調査の内容、および時効前に事案を解決するための調査計画」を報告するよう求められます。更に検察官は、企業との司法解決および責任を負う個人が明記されている覚書の双方について、上長の連邦検事または司法次官補からの承認を受ける必要があります。モノコ氏の声明では、これらの義務は明示されましたが、その一方で、企業と関係のある個人を追究するにあたってDOJはその企業と関わりをもつのか、もつ場合どのような関わりをもつのかについては、明らかにされませんでした。いずれにせよ、継続中の会社従業員に対する調査および訴追については、会社の考えが影響する可能性はあります。

企業犯罪の責任を負う個人の海外訴追

モノコ司法副長官は、企業犯罪の責任を負う個人の海外における訴追の重要性についても言及しました。モノコ・メモは、DOJの海外のカウンターパートとの協力は、個人の責任を追究する上でますます大きな役割を担い、DOJは「引き続き個人訴追を厳密に実行しなければならない」と強調しています。企業訴追の諸原則（通称「Filipファクター（Filip Factors）」）では、別の法域で有効な訴追がなされた場合、それがDOJによる訴追を見合わず根拠になり得るとされています。それを踏まえた上で、モノコ・メモは、検察官は、個人が別の法域において「有効な訴追」の対象となる可能性があるか否か、各事案に応じて判断を下さなければならないとしています。

この判断を下すにあたり、モノコ・メモは、検察官に対し（１）当該法域の訴追に対する関心の高さ、（２）効果的に訴追を進めることに対する当該法域の能力および意思、および（３）当該法域で個人が有罪判決を受けた場合推定される判決内容および／またはその他の結果、を考慮に入れるよう指示しています。⁸ モノコ・メモは、別の法域における訴追の有効性を把握するために、検察官は、米国内における訴追の開始をあえて遅らせることも出来ると提案しています。ただし、その遅れにより、当局が訴追のタイミングを逃すようなことがあってはならないともしています。

企業の過去の違法行為に対するDOJの評価

2021年10月の講演で、モノコ司法副長官は、検察官は企業犯罪において司法解決を図る上で、その企業の違法行為の履歴を全て考慮に入れる必要があると述べています。直近の声明で、同氏は企業犯罪の常習性をDOJがどう評価すべきかについて更に詳細を述べており、この問題について新たなガイダンスを発表する方針を示しました。最初に、同氏は「過去の違法行為が全て同じ比重で検討される訳ではない」とし、DOJは、米国内の過去の企業犯罪における司法解

決、そして同一の経営陣または個人が関与している過去の違法行為を最重要視すると述べました。更に、DOJは同一の企業と連続してNPAまたはDPAを結ぶことに消極的な見解であり、企業は、特に「常習犯」である場合にはNPAまたはDPAの権利があると考えべきではないとも言明しています。そのため、検察官は、企業と連続してNPAまたはDPAを結ぶ結果となるような司法解決を図る場合、事前に上長の書面承認を得て、また司法副長官事務室に通知をすることが求められます。⁹

次に、モノコ司法副長官は「日にちの経過した措置」（すなわち10年以上前の企業犯罪に関する司法解決または5年以上前の民事上の司法解決）は、「通常検討される比重は軽い」と説明しました。これは、企業との適切な司法解決を判断する際は、「過去の違法行為を全て評価対象とする必要がある」と述べた、2021年10月の同氏の声明を修正するものであるとも捉えられます。しかしながら、モノコ・メモでは、日にちの経過した違法行為であっても、「特定の事案の事実関係によっては、違法行為が繰り返されることで、その企業には適切なコンプライアンス文化および制度的な安全機能が欠落していると判断される可能性もある」としています。この説明から、上記発言も実際のところあまり影響はないと考えられます。

また、モノコ・メモは、検察官に対して、「企業が認めた事実」、「過去の各司法解決の背景にある違法行為の重大性および蔓延性」、「その行為が、異なる法律の下で起訴されたとしても、調査中の現在の違法行為と本質的に類似していたかどうか」、また「違法行為が審査されている時点で、企業は、以前の司法解決によって科された保護観察期間中であったか、または監督、コンプライアンスモニターによる監視もしくはその他義務の対象となっていたか」などの要素を踏まえて、「企業の過去の司法解決の背景にある事実と状況をしっかりと把握する」ことを勧めています。

またモノコ・メモは、地位を問わず、同一の人物が複数回過去に企業の違法行為に関与しているような場合、それは経営陣や取締役会レベルでのコンプライアンス意識の欠如、またコンプライアンス・リスクの監督不行き届きの現れであり、検察官は、その企業が過去の違法行為の「根本原因」に対処するためにどのような是正を行ったか（具体的には、従業員の懲戒、報酬の返還、賠償、経営陣の再編、コンプライアンス・プログラムの強化など）を検討する必要があるとも示しています。

その一方で、モノコ・メモは、企業が「調査の対象となっている企業と同じ経営陣やコンプライアンス・リソースを共有していなかった」場合や、過去の司法解決に「米国連邦法に基づく犯罪行為として起訴できない行為が関係している」場合、検察官は、その過去の違法行為を検討する「比重を軽くする」べきであるとしています。規制の厳しい業界でビジネスを行う企業に対しては、これらの企業の経歴は、「同じ業界で同様の立場にある企業と比較して」検討されるべきであると考えます。

違法行為の経歴をもつ企業との合併・買収

被告弁護を専門とする弁護士があげた懸念に答えるかたちで、モノコ司法副長官は、DOJにはコンプライアンス体制の向上につながる買収を阻止する意図はないと述べました。これを受け、DOJは、企業がコンプライアンス上問題のある経歴をもつ企業を買収する場合、買収後、迅速かつ適切にその問題に対処する限り、その企業を問題の常習犯とはみなさないと表明しました。

自発的開示の奨励

モノコ司法副長官は、DOJは、FCPAおよび独占禁止法においてすでに定められている範囲よりもさらに広範囲で、自発的な開示を奨励するための追加措置を講じていることを発表しました。¹⁰ そのため、企業犯罪の訴追に携わるすべての

DOJ部門は、現在、自発的な開示を奨励するための方針の策定および発出をしなければなりません。モノコ・メモによると、すべての方針は「開示のタイミング、開示に伴う関連文書および／または情報の可及的速やかな保全、収集および提出の必要性、ならびに開示プロセスの一環として提供が求められる情報および事実の種類の説明を含め、各DOJ部門が何をもって自発的な開示とみなすのかを文書化したもの」でなくてはならないとしています。

モノコ司法副長官は、自発的な開示に関してDOJ全体で一律に適用される「共通原則」についても、その概要を示しました。最も重要なのは、同氏が、企業が自発的に開示し、調査に協力し、不正行為の是正を行った場合、DOJは企業に対して有罪答弁を求めないと表明した点です。これらの新たな指示の目的は、自発的な開示には何が求められ、どのように評価を受けるかについて、予測可能性を高め、より明確な指針を示すことにあります。DOJの最終目標は、こらの方針により開示が促進され、チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよび法務責任者がより強固なコンプライアンス・プログラムに基づき社内事案に対応できるようにすることです。

しかしながら、新たな方針の中で、個々の検察官またはDOJが開示、調査協力および是正対応が適切だと判断する手順について、どの程度の実行可能なガイダンスや予測可能性が示されるのかは、まだ明らかになっていません。実際には、企業がより有利な司法解決を引き出すために必要な要件を、自発的かつ十分に満たしているかどうかの判断については、個々の検察官が引き続きかなりの裁量権をもつことが予想されます。このような不確実性や実務上のばらつきにより、DOJがこの方針を通じて推進しようとしている予測可能性の向上が、その実現から遠ざかる一方となる可能性があります。

国際調査への協力に関する追加ガイダンス

米国外に証拠が存在することによって生じ得る事態の複雑化に対応するため、モノコ・メモは、調査に協力する企業が、証拠の提出に制限をかける責任、また請求を受けた事実および証拠の提出に関して合理的な代替案を見つける責任を負うとしています。同様に、調査に協力する企業は、これらの証拠を速やかに「保全、収集および提出するためのすべての法的根拠を特定する」よう最大限努力することが求められます。モノコ・メモは、外国法に基づく証拠保全、収集、提出に関する問題に対する対処法を見つけ、その記録を提出した企業には一定の減免措置を与えています。同時に、データプライバシー法を積極的に活用して違法行為を捜査や調査から隠そうとするような企業は、そのような証拠を提出しなかった場合、不利な判断をされる可能性があります。

役員報酬およびクローバックに関する焦点

モノコ司法副長官は、2021年10月の自身の声明を引用し、「全ては企業文化に立ち返る」と強調しました。その上で、「コンプライアンス部門にリソースを確保するだけでは不十分」で、すべてのコンプライアンス部門は、利益を目的とした不正行為を断じて認めない企業文化によって支えられ、その文化の一部になる必要があると繰り返し述べました。同氏は、企業価値を報酬制度に反映させ、コンプライアンスの向上につながる行為に報酬を与えるような指標¹¹を採用している企業の数に注目しています。今後、DOJが企業のコンプライアンス・プログラムを評価する上で、企業の報酬制度がコンプライアンスと連動しているか、また犯罪行為の要因となる行動をとった者に対して金銭的な制裁が科されるか、といった要素も重要視されると考えられます。同氏は、年度末までに、報酬のクローバックまたはその他類似の取決めを採用している企業に対して報酬を与える方法について、DOJ刑事局が追加ガイダンスを作成する予定であることを表明しました。この報酬を重

視する姿勢は、司法解決に関するコンプライアンス・オフィサー証明書など、責任の構造に対するDOJの最近の焦点と一致しているといえます。¹²

個人用デバイスおよびサードパーティ通信アプリケーションの使用

2022年9月の講演で、モノコ司法副長官は、「エフェメラル系暗号化通信アプリ」が原因で自発的なコンプライアンスおよび調査の取組みに生じている課題について焦点を当てました。モノコ・メモでは、個人用デバイスおよびサードパーティ通信プラットフォームの使用についてのガイダンスが示されており、これらの使用により、「特にこれらデバイスが違法行為に使用されていないか監視する企業の能力、また後の調査の間にこれらのデバイスから関連データを復元するといった企業の能力など、企業のコンプライアンス機能に重大なリスクが生じる可能性がある」としています。「一般的なルール」として、DOJは「ビジネス関連の電子データおよび通信を確実に保全する」ためには、「すべての企業が強固なコンプライアンス・プログラムを確立し、「個人用デバイスおよびサードパーティ通信プラットフォームの使用を管理する実効性のある方針を策定し、その方針に関して分かりやすいトレーニングを従業員に提供し、違反が発生した場合はその方針を適用する」ことを企業に期待する」としています。

DOJの新たなガイダンスは、検察官に対し、調査協力に基づく責任減免を判断する際、企業がこの分野に関してどのような方針を設けているのかを考慮に入れることを奨励しています。このガイダンスは、規制当局が、従業員の個人用デバイスを使用して送信されたビジネス関連の通信記録の保全に失敗したとして、複数の企業を徹底的に調査し、そのうちのいくつかの企業には罰則を科したという、最近注目を集めた事例に沿った内容となっています。企業は、ときには困難に直面しながら、人々が日常一般的に使う多様で絶え間なく進化するコミュニケーションツールに対応するため、ポリシーやコンプライアンスに関する措置の見直しに追われていますが、上記のような政府の取組みからすると、政府は企業が直面する困難に対してほとんど配慮を示すつもりはないようです。

コンプライアンスモニターの配置と監督における透明性

独立したコンプライアンスモニターに関する透明性を高めるため、DOJは、検察官向けに新たなガイダンスを発行し、コンプライアンスモニターの必要性の判断基準、選任方法、また選任された者が「任務を予算内でしっかりと果たしているか」を監督する方法を示す方針です。

オバマ政権中、コンプライアンスモニターの起用は大幅に増加しましたが、2019年トランプ政権は、その起用に消極的な姿勢を示すガイダンスを発行しました。¹³2021年10月の講演で、モノコ司法副長官は、コンプライアンスモニターの起用に関してトランプ政権の方針から方向転換する考えを表明しました。モノコ氏は、DOJは今後コンプライアンスモニター起用に関して消極的姿勢を示すことはないと明確に述べています。また、「企業がDPAまたはNPA上の順守義務および情報開示義務を順守していることを検察官に示すために、独立したコンプライアンスモニターを企業に起用するのが適切であると判断した場合」、DOJは、検察官にその設置を認める方針を明らかにしました。この新たなガイダンスは、同氏が2021年10月に発表した解釈の余地のあるガイダンスを修正するものであり、モニターを選任および監督する上での検察官の権限をより明確にするものであると言えます。

モナコ・メモでは、DOJは検察官がモニターの必要性を評価する際に考慮すべき要素の具体例を上げたリストを提供するが、その決定はあくまでも「ケースバイケース」で行われるべきであることが強調されています。その要素としては、企業が違法行為を自発的に開示したか、今後の違法行為を防止するために企業は適切なコンプライアンス・プログラムを実施したか、犯罪行為は長期にわたるもの、または当該企業に広く蔓延しているものだったか、企業は違法行為に対処するために適切な調査および是正措置を行ったか、などが挙げられます。また、モナコ・メモは、「モニターの責任と権限の範囲が明確に定義され、それが書面で記録されていること、またモニターと企業の間で明確な業務計画が合意されていること」を確認するよう、検察官に要請しています。DOJは、その見解において、実効性のあるコンプライアンス・プログラムを実行していると判断される企業には、独立したコンプライアンス・モニターの設置は要請しない方針です。

追加資金

最後に、モナコ司法副長官は、DOJがこれらの企業犯罪に対するイニシアティブを実行するための資金として、2023年度、議会に対してさらに2億5,000万ドルの追加資金の提供を要求する方針を示しました。比較すると、2022年度の刑事局に対する予算請求は、DOJ全体で2億1,520万ドルとなっています。¹⁴ 議会がこれらの企業犯罪に対するイニシアティブに資金を提供することに同意した場合、DOJは大幅により多くのリソースを自由に使えるようになります。

重要なポイント

これまでDOJの企業犯罪に関する方針で繰り返されてきたとおり、[DOJが発表した]基本原則が企業のコンプライアンス向上に実際に有効であったのかを評価する上ではこれらの基本原則の実際の適用を一定期間にわたって観察することが極めて重要であると言えます。上述のとおり、未解決の問題はいくつかありますが、その中でも重要なテーマとして以下の点が挙げられます。

- 企業のコンプライアンス・プログラムは、違法行為を抑止し、違法行為が実際に発生した場合でもより好ましい結果を得る可能性を最大限にするという点で、これまでと同様に重要です。モナコ司法副長官の発言から、DOJは、企業がコンプライアンス・プログラムを優先し、その強化に投資することを求めており、またコンプライアンスを重視する姿勢を示す企業には報酬を与える方針であることが明確にわかります。¹⁵
- 企業は、違法行為を抑止する重要な手段として、報酬制度とコンプライアンスを連動させ、コンプライアンスを奨励する仕組みを検討するべきでしょう。また企業は、懲戒処分に関する指針、雇用改善プロセス、従業員のコンプライアンス違反に対するクローバック制度の導入を検討するべきでしょう。実際にDOJは、検察官に対し、役員報酬のクローバック制度を導入している企業を評価するよう求めています。
- コンプライアンス・プログラムは、新しい技術や通信形態に合わせて常にアップデートが必要です。企業は、特にリモートワークの普及や若い世代が労働力として増加する中で、自社の従業員が使用する新しいアプリケーションや通信プラットフォームについて、常に情報を得る必要があります。また企業は、従業員が業務上のコミュニケーションに個人のデバイスやサードパーティ通信プラットフォーム（翻訳注：例としてLINEやWhatsAppなどのメッセージアプリケーション）を使用する場合、その利用から発生する可能性のある問題に対処するために、方針・手続きの策定、トレーニングの提供の検討を進めるべきでしょう。

- 企業は、モナコ司法副長官の声明およびモナコ・メモで示された買収に関するガイダンスを踏まえ、健全なM&A業務（買収前と買収後のデューデリジェンスおよび監査を含む）を新たな視点で重要視する必要があります。
- 企業は、自発的な開示やDOJとの協力措置に関して十分な情報を得た上で、潜在的な不正行為を調査し、決定を下せるよう、しっかりとした手順を確立する必要があります。DOJが迅速な開示を重視している点を踏まえ、企業は、自発的な開示の決定に関わる関係者を事前に決めておき、潜在的な不正行為の情報を保全し、調査を実施するために、迅速な措置を講じる必要があります。

本クライアントアラートに関するご質問がありましたら、下記本クライアントアラートの筆者または通常ご連絡いただいている弁護士までお問合せください。

Tokyo

[藤 かえで](#)

kaede.toh@lw.com
+81.3.6212.7809
Tokyo

Washington, D.C.

[Alice Fisher](#)

alice.fisher@lw.com
+1.202.637.2232
Washington, D.C.

[Douglas Greenburg](#)

douglas.greenburg@lw.com
+1.202.637.1093
Washington, D.C.

[Joseph Bargnesi](#)

joseph.bargnesi@lw.com
+1.202.637.2114
Washington, D.C.

[Erin Brown Jones](#)

erin.brown.jones@lw.com
+1.202.637.3325
Washington, D.C.

[Daniel Dominguez](#)

daniel.dominguez@lw.com
+1.202.637.2225
Washington, D.C.

[Brian Kowalski](#)

brian.kowalski@lw.com
+1.202.637.1064
Washington, D.C.

[Eric Volkman](#)

eric.volkman@lw.com
+1.202.637.2237
Washington, D.C.

[Drew Wisniewski](#)

drew.wisniewski@lw.com
+1.202.637.2356
Washington, D.C.

New York

[Douglas K. Yatter](#)

douglas.yatter@lw.com
+1.212.906.1211
New York

[Benjamin A. Naftalis](#)

benjamin.naftalis@lw.com
+1.212.906.1713
New York

[Christopher Clark](#)

christopher.j.clark@lw.com
+1.202.637.2374
New York

[Daniel J. Morales](#)

dan.morales@lw.com
+1.332.240.1492
New York

London

[Nathan Seltzer](#)

nathan.seltzer@lw.com
+44.20.7710.1020
London

San Francisco

[Scott Joiner](#)

scott.joiner@lw.com
+1.415.395.8878
San Francisco

[Christopher Frey](#)

christopher.frey@lw.com
+1.212.906.1732
New York / San Francisco

Los Angeles

[Alex Wyman](#)

alex.wyman@lw.com
+1.213.891.8825
Los Angeles

クライアントアラート (Client Alert) は、レイサムアンド ワトキンスがクライアント及び関係者へのニュース配信サービスとして発行しているものであり、法的アドバイスを行うことを意図したものではありません。本書のテーマについての詳細な分析又は説明が必要な場合には、通常ご連絡いただいている当事務所の弁護士へお知らせください (当事務所の弁護士が資格を有しない法域の法律事務につき勧誘するものではありません)。レイサムアンド ワトキンスが発行したクライアントアラートの一覧は、www.lw.com からご覧ください。お客様のご連絡先やレイサムアンドワトキンスから受け取る情報について変更をされたい場合には、<https://www.sites.lwcommunicate.com/5/2399/forms-english/subscribe.asp> にて、当所のクライアントメーリングプログラムにご登録ください。

参照

- ¹ Lisa O. Monaco, Deputy Attorney General of the US Department of Justice, Remarks on Corporate Criminal Enforcement (Sept. 15, 2022), available at <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-o-monaco-delivers-remarks-corporate-criminal-enforcement>.
- ² Lisa O. Monaco, Deputy Attorney General of the US Department of Justice, Memorandum on Further Revisions to Corporate Criminal Enforcement Policies Following Discussions with Corporate Crime Advisory Group (Sept. 15, 2022), available at <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1535301/download>.
- ³ Department of Justice Memo, Individual Accountability for Corporate Wrongdoing (Sept. 9, 2015), available at <http://www.justice.gov/dag/file/769036/download>.
- ⁴ Rod J. Rosenstein, US Deputy Att'y Gen., Deputy Attorney General Rod J. Rosenstein Delivers Remarks at the American Conference Institute's 35th International Conference on the Foreign Corrupt Practices Act (hereinafter Rosenstein Remarks) (Nov. 29, 2018), available at <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-rod-j-rosenstein-delivers-remarks-american-conference-institute-0>.
- ⁵ Lisa O. Monaco, Deputy Attorney General of the US Department of Justice, Deputy Attorney General Lisa O. Monaco Gives Keynote Address at ABA's 36th National Institute on White Collar Crime (Oct. 28, 2021), available at <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-o-monaco-gives-keynote-address-abas-36th-national-institute>. See Latham & Watkins LLP, Client Alert: DOJ Announces Policy Changes to "Invigorate" Efforts to Combat Corporate Crime (Oct. 29, 2021), available at <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202905%20final.pdf>.
- ⁶ *Id.*
- ⁷ モナコ・メモは、個人の責任の最重要性を論じる上でイエーツ・メモをはっきりと引用している。
- ⁸ See JM § 9-27.240.
- ⁹ See JM § 1-14.000.
- ¹⁰ See Foreign Corrupt Practices Act (FCPA) Corporate Enforcement Policy (Criminal Division); Leniency Policy and Procedures (Antitrust Division).
- ¹¹ 翻訳注：例として、各部署に通常の業務と兼務して当該部署のコンプライアンスを監督するコンプライアンス・リードを置き、その職務に対して手当を付けるなど。
- ¹² See Latham & Watkins LLP, Client Alert: US Regulators Increase Focus on Corporate Compliance and ITs Gatekeepers (Aug. 1, 2022), available at <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202986.pdf>.
- ¹³ Brian A. Benczkowski, Assistant Attorney General, Memorandum on Evaluating a Business Organization's Inability to Pay a Criminal Fine or Criminal Monetary Penalty (Oct. 8, 2019), available at <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1207576/download>.
- ¹⁴ US Department of Justice, Summary of Budget Authority by Appropriation, available at <https://www.justice.gov/jmd/page/file/1398951/download>.
- ¹⁵ See Latham & Watkins LLP, Client Alert: Empowering Corporate Compliance Functions in a Post-Pandemic Environment (Aug. 15, 2022), available at <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202995.pdf>.